

第61号議案関係資料

品川区道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について

1. 経緯

- ・地域主権一括法施行（平成23年法律第37号）による道路法改正に伴い、品川区道路標識の寸法に関する条例を制定（平成25年品川区条例第26号）。
- ・標識令一部改正で新たな標識が追加されたことに伴い、既存の標識番号に変更が生じたため、下表のとおり標識番号を改正。

2. 改正内容

案内標識の種類		新 標識番号	旧 標識番号
総重量限度緩和指定道路		118の4-A	118の3-A
総重量限度緩和指定道路		118の4-B	118の3-B
高さ限度緩和指定道路		118の5-A	118の4-A
高さ限度緩和指定道路		118の5-B	118の4-B
待避所		116の5	116の3

3. 施行期日

公布の日から施行

新旧対照表

○品川区道路標識の寸法に関する条例

新			旧		
別表（第3条関係） 案内標識			別表（第3条関係） 案内標識		
待避所 (116の5)	駐車場 (117-A)	総重量限度緩和指定道路 (118の4-A)	待避所 (116の3)	駐車場 (117-A)	総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)
総重量限度緩和指定道路 (118の4-B)	高さ限度緩和指定道路 (118の5-A)	高さ限度緩和指定道路 (118の5-B)	総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)
道路の通称名 (119-A)	道路の通称名 (119-B)	道路の通称名 (119-C)	道路の通称名 (119-A)	道路の通称名 (119-B)	道路の通称名 (119-C)

新	旧
<div data-bbox="271 220 539 440" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="text-align: center;">まわり道 (120—A)</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 4 ← まわり道 <div style="margin-left: 10px; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 15px; width: 5px;"></div> <div style="margin-left: 5px; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 15px; width: 5px;"></div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">DETOUR</div> <div style="text-align: center; font-size: 0.8em;">(90×45)</div> </div> <p>警戒標識 (省略) 補助標識 (省略) 備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (省略) 2 本標識の寸法 <ol style="list-style-type: none"> (1) (省略) (2) (省略) (3) 「駐車場 (117—A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の4—A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の4—B)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の5—A)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の5—B)」および「まわり道 (120—A)」を表示する案内標識については、道路の形状または交通の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法 (備考第2号(2)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法) の1.3倍、1.6倍または2倍に、それぞれ拡大することができる。 (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) 3 案内標識および警戒標識の文字等の大きさ等 <ol style="list-style-type: none"> (1) (省略) (2) 「方面、方向及び道路の通称名の予告 (108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名 (108の4)」、「著名地点 (114—B)」、「待避所 (116の5)」、「駐車場 (117—A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の4—A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の4—B)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の5—A)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の5—B)」、「道路の通称名 (119—A)」、「道路の通称名 (119—B)」、「道路の通称名 (119—C)」、「まわり道 (120—A)」 	<div data-bbox="1176 220 1444 440" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="text-align: center;">まわり道 (120—A)</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 4 ← まわり道 <div style="margin-left: 10px; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 15px; width: 5px;"></div> <div style="margin-left: 5px; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 15px; width: 5px;"></div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">DETOUR</div> <div style="text-align: center; font-size: 0.8em;">(90×45)</div> </div> <p>警戒標識 (省略) 補助標識 (省略) 備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (省略) 2 本標識の寸法 <ol style="list-style-type: none"> (1) (省略) (2) (省略) (3) 「駐車場 (117—A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の3—A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の3—B)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4—A)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4—B)」および「まわり道 (120—A)」を表示する案内標識については、道路の形状または交通の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法 (備考第2号(2)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法) の1.3倍、1.6倍または2倍に、それぞれ拡大することができる。 (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) 3 案内標識および警戒標識の文字等の大きさ等 <ol style="list-style-type: none"> (1) (省略) (2) 「方面、方向及び道路の通称名の予告 (108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名 (108の4)」、「著名地点 (114—B)」、「待避所 (116の3)」、「駐車場 (117—A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の3—A)」、「総重量限度緩和指定道路 (118の3—B)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4—A)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4—B)」、「道路の通称名 (119—A)」、「道路の通称名 (119—B)」、「道路の通称名 (119—C)」、「まわり道 (120—A)」

新	旧												
<p>および「まわり道（120—B）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1または3分の2の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍または3倍に、それぞれ拡大することができる。</p>	<p>および「まわり道（120—B）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1または3分の2の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍または3倍に、それぞれ拡大することができる。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 395 674 467">設計速度 (単位 キロメートル毎時)</th> <th data-bbox="674 395 1077 467">文字の大きさ (単位 センチメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 467 674 504">40、50または60</td> <td data-bbox="674 467 1077 504">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 504 674 541">30以下</td> <td data-bbox="674 504 1077 541">10</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)	40、50または60	20	30以下	10	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 395 1579 467">設計速度 (単位 キロメートル毎時)</th> <th data-bbox="1579 395 1982 467">文字の大きさ (単位 センチメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 467 1579 504">40、50または60</td> <td data-bbox="1579 467 1982 504">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 504 1579 541">30以下</td> <td data-bbox="1579 504 1982 541">10</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)	40、50または60	20	30以下	10
設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)												
40、50または60	20												
30以下	10												
設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)												
40、50または60	20												
30以下	10												
<p>(3) (省略) (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) (省略) (8) 縁、縁線および区分線の太さは、次の寸法を基準とする。 ア 案内標識の縁の太さは、「待避所 <u>(116の5)</u>」、「駐車場 (117—A)」および「まわり道 (120—B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路 <u>(118の4—A)</u>」、「総重量限度緩和指定道路 <u>(118の4—B)</u>」、「高さ限度緩和指定道路 <u>(118の5—A)</u>」および「高さ限度緩和指定道路 <u>(118の5—B)</u>」を表示するものについては16ミリメートル、「道路の通称名 (119—A)」、「道路の通称名 (119—B)」および「道路の通称名 (119—C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、案内標識の縁線および区分線の太さは、日本字の大きさの20分の1以上の太さ イ (省略) 4 (省略) (1) (省略) (2) (省略)</p>	<p>(3) (省略) (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) (省略) (8) 縁、縁線および区分線の太さは、次の寸法を基準とする。 ア 案内標識の縁の太さは、「待避所 <u>(116の3)</u>」、「駐車場 (117—A)」および「まわり道 (120—B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路 <u>(118の3—A)</u>」、「総重量限度緩和指定道路 <u>(118の3—B)</u>」、「高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4—A)</u>」および「高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4—B)</u>」を表示するものについては16ミリメートル、「道路の通称名 (119—A)」、「道路の通称名 (119—B)」および「道路の通称名 (119—C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、案内標識の縁線および区分線の太さは、日本字の大きさの20分の1以上の太さ イ (省略) 4 (省略) (1) (省略) (2) (省略)</p>												

付 則
この条例は、公布の日から施行する。